

受診される皆さんへ  
**小山記念病院からの重要なお知らせ**

2025年10月1日、地域包括ケア病床30床を一般病床へ転換し、一般病床が200床以上のいわゆる大病院への機能転換を行います。つきましては、地域における医療機能の分化を進めるべく、下記の通り、選定療養費の徴収を開始いたしますのでご理解をお願い致します。

## 初診時 選定療養費

以下の診療科に、他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診する場合

・内科系の診療科

内科・消化器内科・腎臓内科

呼吸器内科・循環器科・糖尿病内科

・整形外科　・救急科

2025年10月1日より

**3,300円(税込)**

## 再診時 選定療養費

当院から他の医療機関に紹介となった患者さんが、他の医療機関からの紹介状を持参せずに再度受診を希望された場合

上記の初診時選定療養費

2025年10月1日より

の対象科のみ

**1,100円(税込)**

### 選定療養費徴収の対象とならない場合

- 救急車で来院し、緊急的な診療を必要とした方
- 国の公費負担医療制度の受給者の方
- 健康診断で異常を指摘され二次健診として受診する方 … 等

**皆さまのご理解をお願い致します。**

# Q&A



**Q1 【選定療養費】とは何ですか？**

**A1** 選定療養費とは「医療機関の機能分担を推進する目的」で厚生労働省が定めた制度です。

他の医療機関等の紹介状なしに大病院を受診する場合に、初診又は再診時、

患者さんから診察料とは別に徴収することが出来る費用のことです。

(当院では、他医療機関で発行された紹介状の有効期限を3か月としております。)

**Q2 “初診”とはどのような場合を指しますか？**

**A2** 「当院を初めて受診する場合」や「受診歴はあるものの、既に治療が終了(治癒)している場合、

「自己都合により治療を中断した後に受診した場合」などが挙げられます。

これらの場合であって、他医療機関の紹介状がない時は”初診時選定療養費”的徴収対象となります。

**Q3 再診時に選定療養費が発生するのはどのような場合ですか？**

**A3** 当院から他医療機関宛(主にクリニック宛)の紹介状をお渡しした後、

再度当院の同診療科を受診した場合は、“再診時選定療養費”的徴収対象となります。

**Q4 当院で複数の診療科を受診する場合はどうなりますか？**

**A4** 同日に受診した場合：徴収対象の診療科を含む受診をした場合(紹介状持参時は除く)は、

選定療養費が発生いたします。

別日に受診した場合：紹介状の持参なしに受診した場合は、再度、選定療養費が発生いたします。

**Q5 軽微な体調不良で受診したい場合にはどうしたら良いですか？**

**A5** 病気かな？と思った時は、まずは自宅に近い診療所やクリニックを受診してください。

必要な場合には「紹介状」を持参の上、当院を受診してください。

**Q6 除外対象となる公費負担受給者とは具体的にどのような方ですか？**

**A6** 例としては、指定難病や自立支援、肝炎治療特別促進事業等があります。

その他、県単独事業における特定疾患や障害者医療も含まれます。

## かかりつけ医を持ちましょう



かかりつけ医を持つと、日頃の健康相談や大病院への受診などの判断に困った時、「どうすればよいか」を相談できるため安心です。

お近くの医療機関をお探しの際は…

医療機関・薬局の  
検索システム  
厚生労働省

# 医療情報ネット

全国どこからでも、どんなときも、  
かかりたい医療機関・薬局が  
みつかります！

医療情報ネットは、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局を検索することのできるシステムです。

